

独立行政法人日本スポーツ振興センター令和元年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「J S C」という。）の中期計画に基づく、令和元年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項

J S Cは、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、J S Cが長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた、安心感や満足度の高いサービスを提供する。

さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成 27 年 8 月 28 日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。

- (1) 保有する大規模スポーツ施設（国立代々木競技場については、耐震改修等工事のために休業中の期間を除く。）について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供する。
- (2) 施設ごとの利用状況に応じて、年 2 回程度行うアンケート調査等を通じて得られた施設利用者のニーズを踏まえ必要な改善策を検討し、計画的に実施することによりサービスの向上を図る。
また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービス提供に活用する。
- (3) 新国立競技場の 2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「2020 年東京大会」という。）後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成 29 年 11 月 13 日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）決定）に基づき、引き続き、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、民間のノウハウと創意工夫が最大限活用できるコンセッション事業の導入可能性調査・マーケットサウンディング等を行い、令和元年年央を目途に、新国立競技場の設置者として民間事業化の事業スキーム案を作成し、ワーキングチームに報告する。
- (4) アンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上で、スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討する。

(5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、以下の取組により、平成 30 年度に行った今後の在り方の検討結果を踏まえた具体的な取組を進める。

- ① 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、早急に取り組むべき課題とされた資料の収集方針の策定と資料の価値づけ等を行うため、外部有識者によるワーキングチームを立ち上げ、検討を開始する。
- ② 秩父宮記念スポーツ博物館が所蔵する資料を適正に管理するとともに、寄託資料について管理台帳を基に所有権の確認を行う。
- ③ 図書館が所蔵する図書・雑誌を適正に管理するため、データ化された目録の作成を行う。

(6) 国立登山研修所については、以下の取組により、高校登山部顧問教員等の資質向上、安全登山に関する普及啓発及び登山指導者の養成に取り組む。

- ① 高校登山部顧問教員等を対象とした研修会等において、平成 30 年度に作成した登山指導者用テキストを用いて指導者育成を図る。
また、安全な登山の基礎的な知識や技術に関するセミナーや啓発資料等により、登山指導者や一般登山者への安全登山に関する情報発信を行う。
- ② 平成 30 年度に行った主催事業の見直しを踏まえ、新たに社会人を対象にした研修会を開催するなど、引き続き、新たな枠組みによる登山指導者の育成を図るとともに、新たな取組による効果を検証しつつ、今後の機能や役割を整理するための見直しの方向性について検討する。

2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項

ハイパフォーマンスセンター（以下「HPC」という。）の機能の整備・充実を図るとともに、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）及び中央競技団体等と連携し、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上に寄与する。

(1) JOC及びJPC等と連携し、各中央競技団体がシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう、中長期の強化戦略への策定及び改善支援を行う。

また、進捗状況の確認、情報提供及び協働チームによるコンサルテーションを通じた課題解決支援等を行い、中央競技団体の強化戦略プランの実効化を支援する。

(2) JOC、JPC、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）及び中央競技団体等と連携し、以下のオリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への支援を行う。

＜夏季競技＞ 2020年東京大会、2024年パリ大会 等

＜冬季競技＞ 2022年北京大会、2026年大会 等

- ・有望アスリート海外強化支援
- ・次世代ターゲットスポーツの育成支援
- ・アスリートパスウェイの戦略的支援
- ・女性アスリートの強化支援
- ・ハイパフォーマンス統括人材の育成支援

(3) JOC、JPC、各中央競技団体等と連携して、協働チームによるコンサルテーション等を通じて課題やニーズを把握し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、スポーツ医・科学、情報の各側面から組織的、総合的、継続的に支援を行う。

(4) 国内外のスポーツ政策・施策の最新情報や競技大会結果などのハイパフォーマンスに関する情報を調査、収集、蓄積し、分析・評価を行い、各中央競技団体等に対して定期的・継続的に提供するほか、外国の関係機関等との連携を支援することにより、各中央競技団体の強化戦略プランの高度化と実効性の向上を支援する。

また、HPC内で保有するアスリートの各種データ（メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等）をシステムで一元的に管理し、有効活用するための分析方法を検討するとともに、トップアスリート及び中央競技団体の利用を促進する。

(5) オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、アスリートが良好なコンディションで競技を行えるよう、メディカルチェック、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療、HPCの各種機能（スポーツクリニック、宿泊施設、トレーニング施設、ハイパフォーマンス・ジム、栄養・心理相談等）を最大限に活用したアスレティックリハビリテーション等を行う。

また、JOCの医学サポート部会やJPCの強化委員会、中央競技団体等の強化スタッフと連携し、スポーツ外傷・障害の予防及びコンディショニング等の情報を共有し、アスリートにアドバイスを行う。

(6) 地域のスポーツ医・科学センターや大学、NTC競技別強化拠点等の資源を有効活用し、HPCの機能を地域に展開するとともに、HPCにおけるスポーツ医・科学分野の人材育成機能を強化する。

また、地域とHPC間での情報共有システムの構築を推進する。

(7) 2020年東京大会、2022年北京大会を見据えて、国内外の研究機関等との連携を強化しながら、国際競技力向上に資するハイパフォーマンススポーツ研究（人文・社会科学的研究を含む。）を推進する。さらに、競技用具の機能を向上させる技術等を開発するため、HPCの機能や知見を活用し、中央競技団体、大学、企業等との連携によるプロジェクトを実施する。

なお、研究成果に関しては、支援活動の中で、課題の解決・トレーニングの提案及び効果の検証等に生かすとともに、国内外の学術雑誌への投稿や学会・シンポジウム・研修会等での発表を通して、成果の普及を積極的に推進する。

- (8) 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項

スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。

スポーツ振興基金による助成については、その安定的な運用を図るとともに、スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえ、安定的かつ効果的な助成を行う。

スポーツ振興くじについては、売上目標を 1,000 億円とし、その具体的な取組内容はスポーツ振興投票等業務に係る 2019 事業年度事業計画（平成 31 年 3 月 27 日付け文部科学大臣認可）によることとする。

- (1) スポーツの振興基金による助成については、安定的・計画的な助成に資するとともに、より効果的な助成となるよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行う。
- ① ニーズ等の把握
助成対象団体に対してアンケートやヒアリング等を行い、ニーズ等の把握に努める。
 - ② 助成事業の評価
助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価する。
- (2) 助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図る。
- (3) 助成金の公正な配分のため、助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定する。
- (4) 助成団体等が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図る。
- (5) 助成制度の趣旨については、助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への協力等を求めるなどして、普及・浸透を図る。

4 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項

スポーツ・インテグリティの保護・強化について、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 58 号）の目的及び基本理念等を尊重し、スポーツにおけるドーピングの防止活動（以下「ドーピング防止活動」という。）を更に推進する。

また、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集並びに「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」（平成30年12月20日スポーツ庁）を踏まえ、ガバナンスやコンプライアンスの状況改善を支援するために中央競技団体に対するモニタリングを行うとともに、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度（以下「第三者相談・調査制度」という。）の運用等について体制を強化し取り組む。

（１）ドーピング防止活動については、以下の取組を行う。

- ① ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為を対象としたインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）に情報提供を行う。
- ② インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行為の目撃者等からの情報提供を受け付けるドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。
- ③ インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ（監督・コーチ等）、スポーツ団体役員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADAやスポーツ団体と連携してスポーツ関係者を対象に開催される研修会を通じた広報活動に取り組む。
- ④ 我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集するとともに、JADAやスポーツ団体等への情報提供を通じてインテリジェンス活動に対する理解を促進する。
- ⑤ 日本アンチ・ドーピング規律パネル（外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聴いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関（以下「規律パネル」という。））が独立してアンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持することにより、規律パネルを着実に運用する。

（２）スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集・活用及び中央競技団体のモニタリングについては、以下の取組を行う。

- ① スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の最新の取組・状況について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁及びスポーツ団体に提供する。
- ② 中央競技団体におけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況をモニタリングするためのアンケート調査等を定期的実施し、その変化を観察・分析する。
- ③ モニタリングの結果を中央競技団体等に提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行い、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの保持又は改善のための取組を促す等により、スポーツ・インテグリティを脅かす事象の発生を未然に防ぐための活動を行う。

- (3) 「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」に基づき、第三者相談・調査制度に係る業務を実施する。
- (4) 中央競技団体のガバナンスの機能不全等による不祥事案が発生し、当該団体からの求めに応じ、第三者による調査等が要する事態が生じた際に、中立性、公正性及び専門性が確保された第三者調査機能の在り方及び必要な調査支援等を行う仕組みを創設する。

5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項

災害共済給付業務の実施においては、公正かつ適切な給付を着実に実施するとともに、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。

また、学校における事故防止のための取組を効果的に支援するため、災害共済給付業務の実施によって得られた災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供するとともに、関係団体との新たな連携・協力体制を構築する。

なお、実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、業務を円滑かつ効果的に実施する。

- (1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。
- ① 審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るため、給付事例のケーススタディ等の統一的な研修を年4回程度実施するとともに、各事務所に配置した研修推進リーダーを中心に専門知識の定着化を図るなど職場研修を計画的に実施する。
 - ② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査専門委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校設置者の協力の下、担当職員による実地調査を行う。
 - ③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。
- (2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対しては、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁との連携・協力の下、契約締結期限の延長により、年度途中の加入が可能となったことを周知する。また、未加入施設数の多い地方公共団体を中心に、加入促進の取組（説明会の開催、制度説明チラシの配布などの協力依頼）を行うことにより、同施設の加入率を59%まで増加させる。
- (3) 記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件を削減するために、平成30年度に検討した改善策について、ホームページ、説明会、機関誌等を活用して利用者へより一層の周知等を行う。
- また、利用者の利便性の向上や業務の効率化等の改善の促進のため、引き続き、公正かつ適切な給付を確保しつつ、学校の負担軽減にも繋がる改善策を検討する。これらにより、平成29年度の差戻し件数と比較して4%削減する。

(4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供するとともに、学校現場における活用を促進するため、以下の取組を行う。

- ① 災害共済給付業務から得られた災害事例等を整理・分析した上で、「学校の管理下の災害」等を作成し、配布するとともに、「学校事故事例検索データベース」の更新を行う。
- ② 事故等のデータを学校における事故防止対策に有効に活用できるよう、会議等により収集・蓄積した学校関係者等のニーズに即した情報を分かりやすくまとめ、ホームページ等で提供する。
- ③ 教育委員会及び関係機関が開催する教職員を対象とした研修会等において、事故防止のための情報について周知するとともに、活用実態を踏まえ、学校安全資料の活用方法の例示等を行う。

(5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、事故防止の留意点を検討するとともに、学校現場における事故防止の取組を支援するため、以下の取組を行う。

- ① 重大事故に繋がる要因分析等については、体育活動中の事故などその時々課題等を踏まえ、「学校災害防止調査研究委員会」において調査・研究課題を選定し、学校における事故防止対策に有用な調査・研究を推進する。
また、災害共済給付における実地調査等により事故の詳細情報及び事故後の再発防止策等を収集・蓄積し、事故防止対策の調査研究等に活用する。
- ② 学校において学校安全資料が効果的に活用できる方法を検討するため、「学校災害防止調査研究委員会」等の委員の協力を得ながら、大学等の研究機関等を含め、学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築する。

6 国内外の情報の分析・提供等に関する事項

我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進に資するため、諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関及び地方公共団体や国内スポーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等の情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に提供する。

(1) 組織間の連携協力に関する覚書(MOU)を活用したネットワークを構築するとともに、以下の取組により情報収集・分析を効果的に行う。

- ① MOU締結国との連携を通じて、公開情報では把握できないスポーツ政策や施策に関する情報収集・分析を行うとともに、JSC内外からの要望に応じ、その機会を創出・提供する。
また、諸外国の政府系スポーツ機関等関係者の日本訪問時に、各種ミーティングを行い、情報収集を行う。
- ② 各国の2019年ラグビーワールドカップ及び2020年東京大会の準備に向けた来日機会を活用し、地方公共団体との連携による地域活性化を図るプロジェクトの構築に向けたベストプラクティスを創出するため、MOU締結国と連携する。

- (2) 国連機関、国際団体等と連携・連動しながら、「スポーツと持続可能な開発（SDGs）」に関する共通指標の開発等に取り組むなど、国際協力分野においてスポーツを通じた国際社会の調和ある発展を国内外に普及させていく。
- (3) ロンドン事務所では在英国日本国大使館をはじめとする在英邦人機関と連携し、2019年ラグビーワールドカップ及び2020年東京大会に向けた活動支援を通じて我が国のスポーツに対する取組を広く発信する。
- また、英国内外のスポーツ機関との継続的な情報交換及び新規ネットワーク構築に努めるとともに、今後の海外拠点の在り方について、令和元年度中に一定の方向性を示す。
- (4) アジアスポーツ研究強化拠点連合（ASIA）の委員長として、当該組織の戦略立案と、基盤整備・成長を牽引するとともに、合同合宿、アジア大会及びアジアコングレスの開催等の機会を通して、組織の認知向上、メンバーシップ拡大を図る。
- また、当該プラットフォームを活用して、国内スポーツ機関とアジア各国のスポーツ機関との連携活動の促進を支援する。
- (5) 地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK（以下「JSN」という。））に基づく取組として、参加している地方公共団体へのメール配信やセミナーの開催等により、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の取組・動向に関する情報提供を行うとともに、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働の推進に資するため、参加している地方公共団体と協力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関する調査研究を行う。
- (6) 生涯にわたるスポーツ実施の阻害要因を踏まえたスポーツ参加の脱落防止や継続促進に関わる情報、働き世代や子育て世代等、ライフスタイルやライフイベントにおいてスポーツ参加が困難なスポーツ未実施者のスポーツ参加に関わる情報、国内外におけるスポーツを通じた社会活性化や国際交流・国際貢献等に関わる情報を収集し、その特徴や傾向を分析する。
- 情報の収集に当たっては、ウェブサイト、国内外各種メディア、学術誌、ソーシャルメディア等の公開情報を活用するほか、国内外会議・ミーティング・学会等での調査・情報収集を行う。
- また、スポーツ参加促進等に関わる施策の実効性を高めるための真因（インサイト）調査を行う。
- (7) オープンソース及び国際イベント等において、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟等の国際スポーツ界の最新の取組・動向に関する情報を収集・分析する。
- 各国の国際力を比較検証するための評価指標開発に向け、各国の国際競技連盟等役員ポスト保持者数及び国際イベント開催数に関する情報を収集・分析し、データベース化するとともに、スポーツ庁等に分析結果を提供する。
- (8) 上記（1）から（7）までの活動を通して年間100件以上の情報を収集・分析する。
- 収集・分析した情報は、メール等の媒体を通じて、スポーツ庁をはじめとした政府機関、

地方公共団体及びスポーツ団体等に対して適時提供する。

また、スポーツ庁との定期的なミーティング（国際スポーツラウンジ等）において国際スポーツ機関の動向に関する情報提供を行うとともに、スポーツ国際戦略の推進に寄与することを目的に、スポーツ庁が設置する有識者会議や部会等で情報提供を行う。

- (9) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているか、スポーツ庁や地方公共団体、スポーツ関係団体等を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施し、80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。

また、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の内容や方法を検討する。

7 共通的事項

上記の1から6までに掲げる各事業について、国民の理解促進及び業務の透明性確保の観点から、情報公開法に基づく情報提供はもとより、マスメディア、ホームページ及びソーシャルメディア等を活用し、適時適切な情報発信を展開する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期目標に定められた削減率の達成を目指すため、以下の取組により業務の効率化を推進する。

- (1) 既存業務の必要性・効率性・有効性について、業務実績に関する主務大臣の評価結果や国の政策・施策の動向等を踏まえて点検・評価を行い、業務の見直し・効率化を行う。

- (2) 他法人とコピー用紙の共同調達を実施する。

また、その他の間接業務の共同実施については、平成30年度に実施した他の独立行政法人へのヒアリング等を踏まえた基礎情報に基づき、費用対効果や実現可能性等、様々な観点からの検討を行い、他法人との調整等が整ったものから、順次実施する。

- (3) 事務処理の効率化を図ることを目的として、電子決裁システムをはじめとする事務処理の電子化に関し、引き続き有用な情報の収集を進めるとともに、特に会議のペーパーレス化などの「働き方改革」に資する法人全体に共通する業務効率化について、平成30年度に実施した他法人へのヒアリング等で得られた情報をもとに、費用対効果の検証等具体的な検討を行い、導入の可否を判断する。

- (4) 外部有識者で構成する「運営点検会議」を年3回実施し、法令遵守事項をはじめとする内部統制の推進状況や課題、業務の取組状況等についての具体的な課題を議題に取り上げ、点検・必要な助言を受けるとともに適切に業務に反映させるための意見交換を行う。

また、その結果を法人の業務運営及び組織の見直しに活用するため、運営点検会議で出された意見、指摘については、内部統制委員会や役員会等において審議し、見直しに向けての取組を実施する。

- (5) 中期目標における重要度、難易度を考慮した上で、既存業務の点検・評価等による業務の見直しを行い、2020年東京大会等の大規模国際大会が我が国で開催されることを踏まえ、一般管理費及び事業費について十分に精査した上で予算配賦を行うとともに効率的に執行する。
- (6) 平成30年度に策定した人員計画に基づき、人件費を効率的に執行する。
- (7) 給与水準については、国家公務員の水準を十分考慮した上で、法人の給与水準を検証し、必要な場合は制度等の見直しを行い、適正化に取り組む。検証結果や取組状況については、ホームページに公表する。
- (8) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組や「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとする。調達に当たっては、原則として一般競争入札によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。
- また、契約監視委員会や入札監視委員会による審議及び監事による監査を受け、合理化・適正化の取組状況をホームページにより公表する。
- (9) 業務の効率化と適正化を図るため、内部規程については、平成30年度に作成した「内部規程一覧」及び「効率的見直しのための2か年の作業計画」に基づき、不要な規程等の確認や廃止等について取り組む。
- 業務マニュアルについては、見直すべき対象を明確にした上で、「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務マニュアル等整備方針」が定める全社的な点検・更新期間等を通じて、順次更新作業を行う。
- (10) 資産の適切かつ効率的な管理を行うため、固定資産及び物品管理部署を対象とした研修を実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1 予算の適切な管理と効率的な執行等

- (1) 業務成果の最大化を実現するため、既存業務の必要性・効率性・有効性についての点検・評価を踏まえた適切な予算配賦について、役員会で審議し決定するとともに、特に経営方針に適合した弾力的な運用にも配慮する。
- また、予算管理担当部署において、予算の執行状況の一元的な管理や、予算配賦の見直しを年2回程度行うことなどにより、予算を計画的・効率的に執行し、運営費交付金の残高に留意するとともに、その解消を図る。
- あわせて、次年度以降の効果的な予算配賦に資するため、予算配賦の見直し等において情報の収集・分析を行う。

- (2) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。

2 自己収入の拡大

自己収入について、中期目標を達成するため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、中期目標期間中に多様な財源を確保できるよう、平成 30 年度に作成した自己収入の拡大のためのロードマップに沿って以下の取組を行う。

- (1) スポーツ施設について、更なる利用促進に向けた取組を行うとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を検証し、適正な利用料金を設定する。
- (2) インターネットを通じた新たな寄附金の獲得方策について、平成 30 年度に行った他の独立行政法人等への調査結果や J S C が有する資源の有効活用について検討した結果を踏まえ、J S C の経営方針に資する施策について検討を行い、実施可能なものがあれば実施する。
- (3) ネーミングライツの導入が行われていない施設への導入可能性について、平成 30 年度に行った類似施設の情報収集や他の地方公共団体等における事例調査等に基づき、効果・影響の検証等を踏まえて検討し、令和元年度末までに結論を出す。

3 令和元年度の予算（人件費の見積りを含む。）

- (1) 災害共済給付勘定 別表－１のとおり
(2) 免責特約勘定 別表－２のとおり
(3) 特定業務勘定 別表－３のとおり
(4) 一般勘定 別表－４のとおり

4 令和元年度の収支計画

- (1) 災害共済給付勘定 別表－５のとおり
(2) 免責特約勘定 別表－６のとおり
(3) 特定業務勘定 別表－７のとおり
(4) 一般勘定 別表－８のとおり

5 令和元年度の資金計画

- (1) 災害共済給付勘定 別表－９のとおり
(2) 免責特約勘定 別表－１０のとおり
(3) 特定業務勘定 別表－１１のとおり
(4) 一般勘定 別表－１２のとおり

IV 短期借入金の限度額

業務運営上必要な短期借入金の限度額は、10億円とする。

V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

スポーツ振興基金に充てるため政府が出資した金額については、「スポーツ振興基金の取扱いについて」（平成27年9月3日付け27文科ス第349号）に基づき、25億円を国庫納付する。

VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。

- (1) スポーツ施設の保守・改修
- (2) スポーツ振興基金助成事業の充実
- (3) 情報システム関連の整備
- (4) 人材育成
- (5) 職場環境の改善
- (6) 広報、成果の普及・啓発
- (7) 主催事業及び調査研究事業の充実

VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 長期的視野に立った施設整備の実施

長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、計画的な整備を行うとともに、整備・修繕計画については、随時の更新を行う。

また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行うとともに、バリアフリーへの対応等を図る。

(別表-13を参照)

- (1) 新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」に基づき、引き続き、関係機関との適切な連携・協議を図りながら、着実に推進する。

また、「新国立競技場整備に係る財政負担について」に基づき、スポーツ振興くじの売上確保等により必要な財源を確保する。その際、新国立競技場整備計画経緯検証委員会報告書等を踏まえて整備したプロジェクト推進体制及びスポークス体制の下、以下の取組を実施する。

- ① 専門人材の配置等により強化した体制の維持
- ② 「新国立競技場の整備計画」において設定された工期、コストの上限に基づくマネジメントの実施
- ③ 定例的なマスメディア向けブリーフィングの実施、ホームページを通じた適時適切な情報発信などによるプロセスの透明性の向上
- ④ 関係閣僚会議の点検を受けるための、整備の進捗状況の報告

- (2) 秩父宮ラグビー場については、東京都が「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等において目標としている神宮外苑地区のスポーツクラスターとしてのまちづくりの実現に向けて協力するため、関係者との調整を図りつつ、施設計画その他の具体的な検討を進める。
- (3) 施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることに鑑み、国民の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化による維持管理等に係る中長期的な財政支出の低減を図る観点から平成 29 年 3 月に策定した「独立行政法人日本スポーツ振興センターインフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、利用者の安全・安心な施設環境の提供を第一に、施設の管理・運営を行う。
- また、平成 30 年度に作成した「個別施設計画」策定に向けたロードマップに基づき、引き続き、取組の進捗状況を把握し、課題の整理と解決方策等の検討を行い、計画をフォローアップするとともに、新国立競技場の竣工に伴う体制整備に併せ、計画的に施設整備を推進する体制の整備を進める。
- (4) 利用者本位の立場から施設整備を進めるため、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握し、対応可能なものから整備する。

2 内部統制の強化

内部統制については、情報公開法等国の法令に対するコンプライアンスに特に留意して業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、JSC内の内部統制委員会において内部統制アクションプランの策定及び進捗確認を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。

- (1) 業務運営に係る経営方針を明確化するため、以下の取組を行う。
- ① 年度初めに理事長による令和元年度の業務運営に係る方針の説明会を開催することにより経営方針の明確化と浸透を図るとともに、「バッドニュース・ファースト」の徹底などの組織の適正な運営を確保し、理事長の経営姿勢を浸透させるため、理事長が主催する「JSCクロスミーティング」等役員と職員の意見交換の場を設けるなど、JSCの基本理念、運営方針及び役職員の行動指針の周知徹底を図る。
 - ② 「役員会に付議すべき事項」に基づき重要事項に関して役員会において審議・報告を行い、適切かつ迅速な意思決定を行う。
- (2) 内部統制に関する課題を抽出するため、平成 30 年度に実施した職員の意識調査の結果に基づき、内部統制に対する職員への理解促進を図る取組を通じて、その重要性について浸透を図るとともに、更なる改善に向け、職員の意識調査を実施する。
- (3) 業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかモニタリングするとともに、業務実施状況の自己評価を以下のとおり実施する。
- ① 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で令和元年度の監査計画を作成する。同計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促す。

また、平成 30 年度の監査の結果により是正又は改善を促した事項があれば、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。

- ② 定期的なミーティング等により業務の進捗を役員に適時報告するとともに、各部においては理事への定期的な業務報告を行うとともに、理事長を長とした J S C 内部の自己評価委員会において業務実施状況の進行管理を行い、それに基づいて年度計画の達成状況について自己評価を行う。

(4) 平成 30 年度に作成した「内部統制強化に関する 5 年間を見据えた基本方針」やコンプライアンスのための取組をはじめとした平成 30 年度の内部統制の推進状況を踏まえ、令和元年度のアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、アクションプランに記載した事項を着実に実施するとともに、内部統制委員会において定期的に進捗状況を確認することなどにより、必要な改善に計画的に取り組む。

(5) リスク管理・危機対応については、リスク管理委員会を中心として、前年度のアクションプログラムの取組状況の検証・モニタリング結果を踏まえ、令和元年度のリスク管理基本計画及びアクションプログラムを策定し、リスク対策を着実に実施する。

3 適正な人員配置等

J S C を取り巻く環境を踏まえつつ、変容する社会に対応し、スポーツ振興を通じた新たな価値の創出や社会的課題解決への貢献を行うため、中長期的な戦略を策定するとともに、質の高い業務運営を行い、組織の機能を向上させるよう、適正かつ柔軟な人員配置を行うため、以下の取組を行う。

(1) 組織の規模を適切に管理するため、既存業務の点検等による業務の効率化を行うことと連動して、人員計画及び「人事・人材育成の基本的な考え方」に基づき、専門性のある業務を含めた必要な人材を確保するために、次の採用に向けた取組を行う。

- ① 総人件費の抑制に留意した計画的な採用を行う一方、研究・支援や施設運営等の様々な業務に必要な優れた人材を、人事交流、専門的分野での個別試験、内部登用試験等の多様な採用方法により確保する。
- ② 今中期目標期間において、特に優先度の高いとされた業務を着実に推進するため、専門的知識を有する外部人材を配置するなど、必要な体制を整備する。

(2) 業務の効果的、効率的な実施のため、超過勤務時間の調査や、各部等における固有の状況を把握するためのヒアリングを通じて、業務量を随時検証し、必要に応じた組織体制及び人員計画の適正かつ柔軟な見直しを行う。

(3) 職員の能力や専門性、モチベーションを向上させるため、「人事・人材育成の基本的な考え方」に基づく年間研修計画を立て、研修を実施する。

(4) 男女共同参画、障害者雇用、ハラスメントの防止、メンタルヘルス対策の推進等については、次の取組を行う。

- ① JSCにおいて定めた「男女共同参画基本方針」に基づく目標を達成するため、女性職員の採用促進・役職登用等の男女共同参画の推進に努め、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した行動計画により女性の長期的な活躍に向けた取組を推進する。
- ② 障害者の働きやすい職場環境を整備し、法定雇用率を遵守した採用に努める。
- ③ ハラスメント防止の取組として、役職員の意識向上のための研修等を実施する。
- ④ メンタルヘルスを含めた労働衛生、役職員の健康管理等の取組として、産業医との連携、相談・サポート体制の充実、職場復帰支援プログラム（病気休職者等の復職時における円滑な職場復帰支援プログラム）の周知と理解を図る。

4 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。

(1) 情報セキュリティレベルを高めるための体制を強化し、政府が定めた「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）及び「統一基準群」等を踏まえ、引き続き情報セキュリティ関連規程（情報セキュリティ・インシデントが発生した際の対応手順書を含む。）を網羅的に整備する。

また、整備した関連規程をもとに平成 30 年度に策定した役職員向けの手引書を更に充実させ、役職員の理解や意識を高めるために活用する。

(2) 全ての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。

また、研修後にアンケート調査を実施し、理解度を測定するとともに研修内容の改善及び充実に図る。

(3) 情報セキュリティに関する業務に従事する職員を対象に、政府系機関主催の研修会等に職員を参加させるとともに、内部研修を実施し、専門性を高める。

(4) 平成 30 年度までに実施された外部機関によるセキュリティマネジメント監査等で指摘された事項等を踏まえて令和元年度の「情報セキュリティ対策推進計画」を立案し、改善策を実行する。

また、当該改善策の実施状況等に関する情報セキュリティ監査の結果を踏まえ、更なる改善に資する事項を次年度の「情報セキュリティ対策推進計画」等に反映させることなどにより、情報セキュリティ対策の改善を促進する。

5 中期目標の期間を超える債務負担行為

中期目標期間を超える債務負担として、次のものについて行う。

- ・ 特定業務における経費の支払に係る長期借入金の一部

6 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に定める業務の財源に充てる。

【別表－１】

令和元年度 年度計画予算(災害共済給付勘定(災害共済給付及び学校安全支援事業))
 (単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
災害共済給付補助金	2,324
共済掛金収入	16,846
免責特約勘定より受入	312
利息収入	4
計	19,486
[支 出]	
給付金	18,694
一般勘定繰入金	553
計	19,247

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－２】

令和元年度 年度計画予算(免責特約勘定(災害共済給付及び学校安全支援事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
共済掛金収入	247
利息収入	1
計	248
[支 出]	
災害共済給付勘定へ繰入	312
一般勘定繰入金	30
計	342

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度 年度計画予算(特定業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	新国立 競技場 整備事業	スポーツ 施設運営 事業	国際競技力 向上事業	合 計
[収 入]				
投票勘定より受入	10,000			10,000
特定業務特別準備金戻入	9,600			9,600
長期借入金等	13,420	7,570	5,970	26,960
都道府県整備費負担金	41,648			41,648
計	74,668	7,570	5,970	88,208
[支 出]				
業務経費	66,181	11,257	1,300	78,738
うち、新国立競技場整備事業費	66,181			66,181
国立代々木競技場耐震改修等工事費		11,257		11,257
ナショナルトレーニングセンター拡充整備用地取得等費			1,300	1,300
特定業務特別準備金繰入	10,000			10,000
事業外支出	371	342	4,670	5,383
うち、借入金等償還	224	300	4,670	5,194
支払利息	147	42	0	189
計	76,552	11,598	5,970	94,121

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度 年度計画予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	スポーツ施設運営事業	国際競技力向上事業	スポーツ振興助成事業	スポーツ・インテグリティの保護・強化事業	災害共済給付及び学校安全支援事業	情報の分析・提供事業	新国立競技場整備事業	法人共通	合計
[収入]									
運営費交付金	1,249	4,894	8,515	209	1,212	185	439	1,258	17,961
施設整備費補助金		35							35
基金運用収入			171						171
国立競技場運営収入	613	209							822
国立スポーツ科学センター運営収入		396							396
ナショナルトレーニングセンター運営収入		752							752
国立登山研修所運営収入	2								2
スポーツ及び健康教育普及事業収入	47	30			0	45			122
受託事業収入		2,041			16	212		148	2,417
寄附金収入			15			3			18
営業外収入								352	352
災害共済給付勘定受入金					553				553
免責特約勘定受入金					30				30
利息収入			1					0	1
その他収入								2	2
前中期目標期間繰越積立金取崩額			453						453
計	1,910	8,357	9,156	209	1,812	444	439	1,761	24,088
[支出]									
業務経費	1,909	6,280	9,118	209	1,690	232	438	184	20,060
うち、人件費（事業系）	394	1,037	53	70	962	125	438	184	3,264
国立競技場運営費	1,263								1,263
国立スポーツ科学センター運営費		1,633							1,633
ナショナルトレーニングセンター運営費		1,870							1,870
国立登山研修所運営費	38								38
スポーツ振興基金事業費			940						940
競技力向上事業費		1,699	8,126						9,824
スポーツ活動環境公正化事業費				139					139
スポーツ及び健康教育普及事業費	214	41			728	107			1,089
受託事業費		2,041			16	212		148	2,417
一般管理費	1	2	38	0	105	0	1	1,429	1,575
うち、人件費（管理系）								696	696
物件費	1	2	38	0	105	0	1	733	879
施設整備費		35							35
計	1,910	8,357	9,156	209	1,812	444	439	1,761	24,088

【注記】

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－５】

令和元年度 年度計画収支計画(災害共済給付勘定(災害共済給付及び学校安全支援事業))
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	19,247
経常費用	19,247
給付金	18,694
一般勘定繰入金	553
収益の部	19,486
経常収益	19,486
災害共済給付補助金収益	2,324
共済掛金収入	16,846
免責特約勘定より受入	312
財務収益	4
純利益	239
総利益	239

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－6】

令和元年度 年度計画収支計画(免責特約勘定(災害共済給付及び学校安全支援事業))
 (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	342
経常費用	342
災害共済給付勘定へ繰入	312
一般勘定繰入金	30
収益の部	248
経常収益	248
共済掛金収入	247
財務収益	1
純損失	94
総損失	94

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度 年度計画収支計画(特定業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	新国立 競技場 整備事業	スポーツ 施設運営 事業	国際競技力 向上事業	合 計
費用の部	21,110	581	0	21,691
経常費用	11,110	581	0	11,691
業務経費	10,963	539		11,502
財務費用	147	42	0	189
臨時損失	10,000			10,000
収益の部	61,251	1	-	61,252
経常収益	51,651	1		51,652
投票勘定より受入	10,000			10,000
都道府県整備費負担金収入	41,648			41,648
資産見返運営費交付金戻入	3	1		3
臨時利益	9,600			9,600
純利益	40,142	△ 580	△ 0	39,561
総利益	40,142	△ 580	△ 0	39,561

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度 年度計画収支計画(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	スポーツ 施設運営 事業	国際競技力 向上事業	スポーツ 振興助成 事業	スポーツ・イ ンテグリティの 保護・強化事業	災害共済給付 及び学校安全 支援事業	情報の分析 ・提供事業	新国立 競技場 整備事業	法人共通	合 計
費用の部	1,969	8,887	9,156	209	1,937	445	439	6,395	29,436
経常費用	1,969	8,887	9,156	209	1,937	445	439	1,783	24,824
業務経費	1,968	6,845	9,156	209	1,902	232	438	176	20,926
受託事業費		2,041			16	212		148	2,417
一般管理費	1	2	0	0	18	0	1	1,459	1,480
財務費用		0			1			0	1
臨時損失								4,612	4,612
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入								325	325
会計基準改訂に伴う退職給付費用								4,286	4,286
収益の部	1,970	8,883	8,704	209	1,937	445	439	6,395	28,981
経常収益	1,970	8,883	8,704	209	1,937	445	439	1,783	24,369
運営費交付金収益	1,249	4,894	8,515	209	1,212	185	439	1,258	17,961
国立競技場運営収入	613	209							822
国立スポーツ科学センター運営収入		396							396
ナショナルトレーニングセンター運営収入		752							752
国立登山研修所運営収入	2								2
スポーツ及び健康教育普及事業収入	47	30			0	45			122
利息及び配当金収入			173						173
受託事業収入		2,041			16	212		148	2,417
災害共済給付勘定受入金収益					574				574
免責特約勘定受入金収益					30				30
寄附金収益			15			3			18
資産見返運営費交付金戻入	59	368	0		104	0		22	553
資産見返研究設備整備費補助金戻入		184							184
資産見返寄附金戻入	1	9							10
財務収益			1					0	1
雑益								354	354
臨時利益								4,612	4,612
賞与引当金見返に係る収益								325	325
退職給付引当金見返に係る収益								4,286	4,286
純利益	1	△ 4	△ 452	-	0	-	-	0	△ 455
前中期目標期間繰越積立金取崩額		5	453						458
総利益	1	0	1	-	0	-	-	0	3

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－9】

令和元年度 年度計画資金計画(災害共済給付勘定(災害共済給付及び学校安全支援事業))
(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	65,997
業務活動による支出	19,247
投資活動による支出	44,766
次年度への繰越金	1,984
資金収入	65,997
業務活動による収入	19,486
共済掛金収入	16,846
免責特約勘定より受入による収入	312
補助金等収入	2,324
利息及び配当金の受取額	4
投資活動による収入	44,766
定期預金の払戻しによる収入	11,566
有価証券の償還による収入	33,200
前年度よりの繰越金	1,746

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－１０】

令和元年度 年度計画資金計画(免責特約勘定(災害共済給付及び学校安全支援事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,811
業務活動による支出	342
投資活動による支出	8,310
次年度への繰越金	159
資金収入	8,811
業務活動による収入	248
共済掛金収入	247
利息及び配当金の受取額	1
投資活動による収入	8,400
定期預金の払戻しによる収入	2,700
有価証券の償還による収入	5,700
前年度よりの繰越金	163

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度 年度計画資金計画(特定業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	新国立 競技場 整備事業	スポーツ 施設運営 事業	国際競技力 向上事業	合 計
資金支出	67,408	11,968	11,940	91,317
業務活動による支出	11,107	580	0	11,687
投資活動による支出	55,221	10,719	1,300	67,240
財務活動による支出	224	670	10,640	11,534
次年度への繰越金	856			856
資金収入	67,408	11,968	11,940	91,317
業務活動による収入	52,748			52,748
投票勘定より受入による収入	9,600			9,600
都道府県整備費負担金収入	43,148			43,148
財務活動による収入	13,420	7,940	11,940	33,300
短期借入れによる収入		370	5,970	6,340
他勘定短期借入れによる収入		370	5,970	6,340
長期借入れによる収入	13,420	7,200		20,620
前年度よりの繰越金	1,240	4,028		5,268

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度 年度計画資金計画(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	スポーツ 施設運営 事業	国際競技力 向上事業	スポーツ 振興助成 事業	スポーツ・イ ンテグリティの 保護・強化事業	災害共済給付 及び学校安全 支援事業	情報の分析 ・提供事業	新国立 競技場 整備事業	法人共通	合 計
資金支出	1,910	8,357	12,258	209	1,812	444	439	17,461	42,890
業務活動による支出	1,910	8,321	9,756	209	1,776	444	439	1,753	24,609
投資活動による支出		35						15,700	15,735
財務活動による支出		1	2,500		36			8	2,544
次年度への繰越金			2						2
資金収入	1,910	8,357	12,258	209	1,812	444	439	17,461	42,890
業務活動による収入	1,910	8,322	11,803	209	1,812	444	439	1,761	26,700
運営費交付金収入	1,249	4,894	8,515	209	1,212	185	439	1,258	17,961
受託事業収入		2,041			16	212		148	2,417
国立競技場の運営による収入	613	209							822
国立スポーツ科学センターの運営による収入		396							396
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入		752							752
国立登山研修所の運営による収入	2								2
スポーツ及び健康教育普及事業による収入	47	30			0	45			122
基金業務における利息及び配当金収入			171						171
基金業務における有価証券の売却による収入			2,500						2,500
基金業務における有価証券の償還による収入			600						600
災害共済給付勘定受入金による収入					553				553
免責特約勘定受入金による収入					30				30
寄附金収入			15			3			18
その他の収入								354	354
利息及び配当金の受取額			1					0	1
投資活動による収入		35						15,700	15,735
定期預金の払戻しによる収入								13,200	13,200
有価証券の償還による収入								2,500	2,500
施設費による収入		35							35
財務活動による収入			2						2
民間出えん金の受入による収入			2						2
前年度よりの繰越金			453						453

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度施設整備・管理の実施

施設整備の内容	予定額(百万円)	財 源
国立スポーツ科学センターの改修	35	施設整備費補助金

〔注記〕

業務の実施状況、施設・設備の老朽化度合い等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。

新国立競技場の整備その他の関連経費のコストは、「新国立競技場の整備計画」に基づけば、平成29年度に引き続き、竣工までにスタジアム本体・周辺整備155,000百万円、設計・監理等4,000百万円、解体工事費5,500百万円、日本青年館・JSC本部移転経費17,400百万円、埋蔵文化財調査費1,400百万円が見込まれる。

なお、そのほか、通信・セキュリティ関連機器、什器等の費用が別途見込まれる。

この財源については、「新国立競技場整備に係る財政負担について」に基づき、国の負担、スポーツ振興くじの特定金額及び東京都の負担により賄うこととしている。